

和歌山県医療施設等耐震整備事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 知事は、医療施設等の耐震化又は補強等を行うことにより、地震発生時において適切な医療提供体制の維持を図るため、県内の医療施設等の耐震整備を行う者に対して予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省・労働省令第6号）、医療提供体制施設整備交付金交付要綱（平成21年3月30日厚生労働省発医政第0330004号厚生労働事務次官通知別紙。以下「交付要綱」という。）、災害医療対策事業等実施要綱（平成21年3月30日医政発第0330007号厚生労働省医政局長通知の別添。以下「実施要綱」という。）及び和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）に定めるところのほか、この要綱に定めるところによる。

（補助事業）

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次条に定める補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）がその設置する県内の補助対象となる医療施設等に対して行う地震防災上緊急に整備すべき耐震整備事業（医療施設等の耐震整備として必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強を行う事業をいい、他の補助制度により、耐震整備を行った建物及び耐震化整備を行おうとする建物に係る耐震整備事業を除く。）とする。

（補助対象者）

第3条 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（1）医療機関の場合

ア 補強が必要と認められる建物を有する救命救急センター、病院群輪番制病院、小児救急医療拠点病院、小児救急医療支援事業参加病院、共同利用型病院及びその他災害時における医療の提供に必要な医療機関（原則として、第二次救急医療施設として必要な診療機能を有するものに限る。）であると厚生労働大臣が認めるものの開設者（次号において「厚生労働大臣が認めるものの開設者」という。ただし、地方公共団体、地方独立行政法人、日本赤十字社及び社会福祉法人恩賜財団済生会を除く。）

イ 構造耐震指標であるI_s値（建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）別添第一の二のイに規定する構造耐震指標をいう。以下同じ。）が0.4未満の建物を有する厚生労働大臣が認めるものの開設者（地方公共団体、地方独立行政法人、日本赤十字社及び社会福祉法人恩賜財団済生会を除く。）

ウ 構造耐震指標であるI_s値が0.3未満の建物を有する病院の開設者（ただし、厚生労働大臣が認めるものの開設者、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）

く。)

(2) 看護師等養成所の場合

ア 補強が必要と認められる建物を有する保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）により指定を受けた保健師、助産師、看護師及び准看護師の学校又は養成所（ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校を除く。）（以下、「看護師等養成所」という。）の開設者（ただし、地方公共団体、地方独立行政法人、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会を除く。）

イ 構造耐震指標である I_s 値が 0.3 未満の建物を有する看護師等養成所の開設者（ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業の実施に必要な工事費又は工事請負費（これらの費用のうち次に掲げる費用を除く。）とする。

- (1) 土地の取得又は整地に要する費用
- (2) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
- (3) 設計その他工事に伴う事務に要する費用
- (4) 既存建物の買収に要する費用
- (5) その他整備費用として知事が適当と認められない費用

（補助金の交付額）

第5条 補助金の交付額は、施設ごとに次に掲げる方法より算出された交付額（その額に1,000円未満の端数金額があるときは、当該端数金額を切り捨てた額）の合計額を上限として、予算の範囲内で知事が定める額とする。

- (1) 別表第1に定める基準額と補助対象経費の実支出額のうちいずれか少ない方の額を選定する。
- (2) 前号の規定により選定した額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額のうちいずれか少ない方の額を交付基礎額とする。
- (3) 前号の交付基礎額に別表第2に定める調整率及び2分の1を乗じて得た額を交付額とする。ただし、補助事業に係る医療施設等が看護師等養成所の場合にあっては、同号の交付基礎額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

（交付申請書の添付書類の様式等）

第6条 規則第4条に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類の様式等は、次の表のとおりとする。

書 類	様 式	提出部数	提出期限
所要額調書	別記第 1 号様式	1 部	別に知事が定める
事業計画書	別記第 2 号様式		
補助対象工事の工事設計図及び工事仕訳書			
歳入歳出予算書（見込書）の抄本			
その他知事が必要と認める書類			

2 前項の補助金等交付申請書を提出するに当たって、この補助金に係る消費税及び

地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助金額を補助対象経費で除して得た割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時においてこの補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付決定前着手の届出）

第7条 補助事業を実施する者（以下「補助事業者」という。）は、この補助金の交付決定前に事業に着手するときは、交付決定前着手届（別記第3号様式）を知事に提出しなければならない。

（交付条件）

第8条 規則第6条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

（1）次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。

ア 補助事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更と知事が認めるものを除く。）をしようとする場合

イ 補助事業の内容のうち次に掲げる変更をしようとする場合

（ア）建物の設置場所の変更（設置予定敷地内における設置場所の変更で機能を著しく変更しないものと知事が認めるものを除く。）

（イ）建物の規模、構造又は用途の変更（機能を著しく変更しないものと知事が認めるものを除く。）

ウ 補助事業の全部又は一部を中止し、又は廃止しようとする場合

（2）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。

（3）補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物（以下「財産」という。）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならないこと。

（4）知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

（5）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。

（6）補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を当該補助事業の完了の日（当該補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては、その承認を受けた日）

の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならないこと。ただし、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合にあっては、その保管期間経過後においても、当該財産の処分が完了する日又は第3号の厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで当該帳簿及び証拠書類を保管しておかなければならないこと。

(7) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならないこと。

(8) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該建設工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならないこと。

(9) 補助金の交付を申請するに当たって、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないため、消費税及び地方消費税相当額を含めて申請した場合は、次の条件に従わなければならないこと。

ア 実績報告を提出するに当たって、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金から減額して報告しなければならないこと。

イ 実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合（消費税等仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、その金額（アの規定により報告をした場合には、当該報告において減じた額を上回る部分の金額）を消費税等仕入控除税額報告書（別記第4号様式）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならないこと。

ウ 補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

(10) 補助事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく他の負担金又は補助金を受けてはならないこと。

(11) 第3条(1)ウにおいて病院の耐震整備（当該建物の建替え（現に存する建物の除去を行うとともに、当該建物の存していた土地の全部又一部への新たな建物の建設又は当該建物の存していた土地に近接する土地への当該建物に代わるべき新たな建物の建設を行うことをいう。）に係るものに限る。）を行おうとする場合は、当該耐震整備を行おうとする区域の病棟の病床数を10%以上削減し、そのまま病院全体の医療法（昭和23年法律第205号）の許可病床数を削減しなければならないこと。ただし、当該病院が県の医療計画上の病床非過剰地域に所在し、かつ、増床を伴わない整備計画である場合にあっては、この限りでないこと。

（変更の承認等）

第9条 補助事業者は、前条第1号ア又はイに掲げる場合に該当し、知事の承認を受

けようとするときは、あらかじめ事業変更承認申請書（別記第 5 号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次条の規定による変更交付の申請を行う場合にあっては、この限りでない。

- 2 補助事業者は、前条第 1 号ウに掲げる場合に該当し、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ事業中止（廃止）承認申請書（別記第 6 号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（変更交付申請）

第 10 条 補助事業者は、この補助金の交付決定後の事情の変更により、補助金の変更交付を申請しようとするときは、あらかじめ変更交付申請書（別記第 7 号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（状況報告）

第 11 条 規則第 11 条の規定による状況報告は、別に知事が定める日までに、状況報告書（別記第 8 号様式）により行うものとする。

（実績報告書の添付書類の様式等）

第 12 条 規則第 13 条に規定する実績報告書に添付すべき書類の様式等は、次の表のとおりとする。

書 類	様 式	提出部数	提出期限
所要額精算書	別記第 9 号様式	1 部	別に知事が定める
事業実績報告書	別記第 1 0 号様式		
補助事業に係る歳入歳出決算書（見込書）の抄本			
補助事業完了後の建物の全景及び補助対象事業の概要を示す写真			
契約書の写し			
補助事業完了後の建物の構造概要及び平面図（各室の用途を示すこと。）			
補助対象工事の工事設計図及び工事仕訳書（建築確認申請を伴う工事の場合）			
建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 7 条第 5 項の検査済証の写し			
その他知事が必要と認める書類			

（その他）

第 13 条 特別の事情により、第 5 条に定める算定方法並びに第 6 条及び第 8 条から前条までに定める手続によることができない場合にあっては、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、平成 30 年 6 月 22 日から施行し、平成 30 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和２年１０月７日から施行し、令和２年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和３年２月５日から施行し、令和２年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和４年９月１日から施行し、令和４年度の補助金から適用する。

別表第１（第５条関係）

区分	基準額
病院の場合 (１) 補強が必要と認められるもの (２) 耐震構造指標である I_s 値が 0.4 未満の建物を有する第二次救急医療施設等及び耐震構造指標である I_s 値が 0.3 未満の建物を有する病院（第二次救急医療施設等を除く。）	(１) 基準面積 $2,300\text{ m}^2 \times 44,100\text{ 円}$ (２) 基準面積 $2,300\text{ m}^2 \times 209,400\text{ 円}$
看護師等養成所の場合 (１) 補強が必要と認められるもの (２) 耐震構造指標である I_s 値が 0.3 未満の建物を有する看護師等養成所の開設者。	(１) 基準面積 $2,300\text{ m}^2 \times 33,700\text{ 円}$ (２) 基準面積 $2,300\text{ m}^2 \times 160,000\text{ 円}$

別表第２（第５条関係）

既存病床数が医療計画上の基準病床数に占める割合	調整率
105%以上	0.95
105%未満	1.00

備考

- 1 病床数とは、精神病床数、感染症病床数、結核病床数、療養病床数及び一般病床数の合計をいう。
- 2 病床数は、交付申請日の属する年度の前年度３月３１日現在の数値を用いること。